

キャッシュレス決済及びセミセルフレジ導入委託

プロポーザル実施要領

令和3年10月

福 生 市

キャッシュレス決済及びセミセルフレジ導入委託 プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 目的

本委託は、キャッシュレス決済を導入することで、手数料の納付の選択肢を増やし、来庁者の利便性を向上すること、また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、セミセルフレジを導入することで職員と来庁者との接触の機会を縮減することを目的とする。

(2) 委託件名

キャッシュレス決済及びセミセルフレジ導入委託

(3) 委託期間

契約確定日の翌日から令和4年3月31日まで

2 委託料

委託料については、「3 委託内容(提案内容)」を遂行するために必要な経費で、9,185,000円(税込み)以内とする。ただし、「3(9) 参考経費」については含めないものとする。
なお、参考見積書の金額が提示している委託料を超過した場合は、失格とする。

3 委託内容(提案内容)

(1) 機器の調達(福生市(以下「発注者」という。)の買取りとし、新品であること。)

ア POSレジ端末 3台(うち2台はセミセルフ仕様※を有するものとする。)

※セミセルフ仕様とは、合計金額を算出するまでの入力を職員が行い、確定した合計金額を窓口利用者(以下「来庁者」という)自身が自動釣銭機で支払うことができるものをいう。

(ア) セミセルフ仕様を有するものは来庁者に向けたディスプレイ(カスタマディスプレイ)に支払額、投入金額、釣銭が表示されること。

(イ) 職員が操作するディスプレイは証明書種別等が選択しやすい表示になっていること。

(ウ) セミセルフレジは来庁者がセミセルフレジとして認識し補助することなく支払いを行うことができること。

- (エ) POSシステムを有し、また各種集計（月別・日別、証明種類、決済種類、金額の集計を想定）、データの蓄積機能を備えていること。
- (オ) 設置するPOSレジ同士は、連携を行い全てのレジをまとめて集計ができるものであること。
- (カ) 入金した情報の各種集計については、簡単な操作でいつでも確認ができる仕組みを提案すること。なお、(エ)各種集計の確認は、業務中及び業務終了後に対応できるものであること。
- (キ) 上記(エ)において、集計システム等の構築が別途必要な場合は、その仕様を提示し、本調達内で整備すること。
- (ク) キャッシュレス決済端末と連携可能であること。
- (ケ) レシート発行が可能なこと。また、レシートに発注者が定めるデザインを印字可能であることとし、発注者の希望する形式で発行することができること。
- (コ) POSレジ端末と連動した自動釣銭機を準備すること。なお、新紙幣及び新貨幣発行時に対応できるものであること。

イ 自動釣銭機

- (ア) 来庁者が金銭を投入しやすい仕様となっていること。
- (イ) 職員にとって使いやすい仕様となっていること。

ウ キャッシュレス決済端末 3台以上

- (ア) クレジットカード決済、電子マネー決済及びコード決済が可能であること。
- (イ) 数種類の機器の提案も可とする。
- (ウ) 10か所以上の窓口で対応ができるもの。
- (エ) 来庁者にとって使いやすい仕様であること。

(2) 初期設定作業一式

- ア POSレジ端末・キャッシュレス決済端末等の初期設置作業費用は見積金額に含めること。
- イ キャッシュレス決済が可能である旨の標識は、キャッシュレス決済事業者の負担で用意すること。

(3) ネットワーク環境一式

キャッシュレス決済を行うために必要なネットワーク環境及びセキュリティ対策については企画提案書にて提案を行うこと。

(4) キャッシュレス決済基盤の提供

ア キャッシュレス決済事業者を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により指定代理納付者に指定する。納付方法は、納入義務者等に代わり立替払をする「立替払方式」であること。

イ キャッシュレス決済事業者は、契約書で定める集計期間毎に集計を行い、事前に明細を発行した上で、契約書に定める期日までに指定の口座に、納入義務者等に代わり立替払する。

ウ 上記イに定める集計期間は、1か月以内とする。この場合において、集計期間が地方自治法第208条第1項の規定による会計年度を超えることはできない。

エ 立替払は、納入義務者等が選択するクレジットカード等の支払い方法（分割払い、リボルビング払い等）の種類を問わず、一括で納付すること。

オ キャッシュレス決済事業者は、契約書で定める集計期間毎に、立替払をした交付手数料の集計を行い、当該交付手数料に契約書で定める決済手数料率を乗じて得た金額をキャッシュレス決済手数料として明細を添えて発注者に請求するものとする。

カ キャッシュレス決済可能ブランドの決済方法について、具体的なブランド名、個別の決済手数料率を提案すること。また、各決済ブランドからの請求を一つにまとめられるようにすること。

(ア) クレジットカード：VISA、Master cardを含む2種類以上

(イ) 電子マネー：交通系ICカード、nanaco、WAONを含む5種類以上、なお、交通系ICは1種類とカウントする。

(ウ) コード決済：PayPay、LINE Pay、d払い、au PAYを含む5種類以上

※なお、決済可能なブランドは、全て提案すること。

キ POSレジ端末設置事業者とキャッシュレス決済事業者が異なる場合は、共同で企画提案をすること。

(5) 指定代理納付業務

指定代理納付業務の対象となる収入

導入予定窓口における令和2年度の証明書取扱実績件数(有料分)は次のとおりである。

証明書の名称	手数料 (円/件)	実績件数 (件/年)	手数料合計 (円/年)
戸籍謄抄本	450	5,340	2,403,000
原戸籍、除籍謄抄本	750	1,837	1,377,750
戸籍附票謄抄本	300	307	92,100
戸籍記載事項証明	350	64	22,400
戸籍受理証明 (小)	350	552	193,200
戸籍受理証明 (大)	1,400	42	58,800
その他証明	300	600	180,000
印鑑再登録	300	473	141,900
印鑑証明	300	14,916	4,474,800
住民票謄抄本	300	28,770	8,631,000
住民票記載事項証明	300	854	256,200
広域住民票	300	89	26,700
住民票閲覧	30分300円、一人300円	20	528,600
個人番号カード再交付	800	103	82,400
臨時運行許可申請	750	1,352	1,014,000
課税証明	300	9,212	2,763,600
納税証明	300	1,681	504,300
固定資産証明	300	2,081	624,300

(6) 研修・サポート体制及び保証

ア 操作研修

機器等の操作研修については、運用2週間前までに発注者の指定する場所において機器を搬入し実施すること。また、搬入した機器は機器設置の日まで発注者の指定する場所に仮設置し、発注者が自由に操作研修できるものとする。実施スケジュール及び実施方法については、発注者と事業者で協議のうえ決定する。

イ サポート体制等

その他サポート体制及び保守・保証については、企画提案書にて提案を行うこと。

ウ 発注者向けの操作マニュアルを整備すること。

(7) スケジュール

提案時に契約締結日以降、運用までの間の打合せや、操作研修等を含めたスケジュールを示すこと。なお、設置は契約締結後の開庁時間外（土日祝日を含む）に作業を行う。

(8) データセンター要件

データセンターを使用する際には次の要件を満たしていること。

仮想化基盤を構築するに当たり、以下要件を満たす設備を24時間365日、有人監視とと

もに提供すること。

ア 建物

- (ア) 活断層等を避けた強固な地盤に設置され、震度 6 強の地震が発生した際にも耐えることができる耐震構造または免震構造であること。
- (イ) 建築基準法に規定する耐火建築物であること、また消防法に基づいた消火設備及び火災感知設備を有していること。
- (ウ) 半径 100m 以内に危険物製造設備、火薬製造設備、高圧ガス製造設備がない、または隣接建物からの延焼防止措置が施されていること。
- (エ) 建物内外にデータセンターの存在を示唆するような案内板等を設置しないこと。
- (オ) 津波、高潮、集中豪雨、漏水などによる出水の被害を受けないよう対策が施されていること。
- (カ) 漏水対策として、水検知器及び防止堤の設置等の対策が施されていること。
- (キ) 避雷設備（対策）を有していること。
- (ク) 雷サージによる電気設備機器の破損を防止できる構造であること。
- (ケ) 侵入及び破壊行為防止のために、塀または柵及び侵入防止装置を設けていること。
- (コ) 常時利用する出入口は 1 か所とし、出入管理設備、防犯設備を設置していること。
- (サ) 防災について、データセンター内の監視部署により有人による監視を 24 時間 365 日行っていること。

イ サーバ設置室

- (ア) 独立した防火区画であること。
- (イ) ガス系消火設備が設置されていること。
- (ウ) 自動火災報知設備が設置されていること。
- (エ) サーバ設置室の空調設備は、自動運転で 24 時間 365 日の稼働が可能であること。
- (オ) 空調設備自体の定期点検等の際にも冷却効果が損なわれないこと。
- (カ) 各ラックに対して十分な冷却効果が望める設備を有していること。
- (キ) ラック及び搭載する機器には、転倒及び落下防止措置が施されていること。

ウ 電源設備

- (ア) 電力会社の異なる変電所から2系統以上を受電し、冗長化対策が講じられていること。
- (イ) 受変電設備は法定点検や工事等をサーバ機器等の電力供給を止めずに実施できること。また、自家発電設備は定期的な起動試験を行っていること。
- (ウ) 停電時に、自家発電設備が作動するまで瞬断することなく、サーバ機器等の電力供給が可能な容量を持つ無停電電源装置が作動すること。また、無停電電源装置は冗長構成で設置されていること。
- (エ) 自家発電装置の燃料は、48時間以上の運転が可能となる量を敷地内に備蓄していること。
- (オ) 敷地内への燃料備蓄とともに、燃料供給手段を別途保有していること。事業者にて行っている追加燃料の調達方法等を示すことができること。

エ 立地

- (ア) 日本国内にあるデータセンターであること。
- (イ) 国及び都道府県庁、地方自治体等が公表する最新の津波、洪水、高潮等ハザードマップにおいて、対象エリア内でないこと。
- (ウ) 液状化リスクがないこと（自治体の液状化予測等による）。
- (エ) 市が、サービス提供を受けるデータセンターの視察を実施する場合は、事前予約による対応が可能であること。視察が認められないデータセンターをメインセンターとして使用することは不可とする。

オ セキュリティ

- (ア) データセンターへの入退管理は常駐する警備員又は専用の管理システムにより、24時間365日実施されていること。
- (イ) 防犯設備として専用の警備システム導入、もしくは有人による監視を24時間365日行っていること。
- (ウ) データセンターの主要な出入口は、赤外線センサーや監視カメラ等で常時監視しており、映像を記録していること。
- (エ) データセンター内のサーバ設置室に係る入退室記録及び監視カメラの映像記録等については、1年以上保管すること。
- (オ) データセンターの入館者には入館の資格を付与する体制を定め、所属・氏名・

目的期間等を文書化し記録を残していること（館内における各室内も同様）。

(カ) データセンター内の館内及び室内においては、本人確認のための識別章を常時着用させる体制であること。

(キ) サーバ設置室への入退室は、IC カード及び生体認証により入退室者を識別できるセキュリティ設備を有すること。また、共連れにより入退室資格の無い人物が入室することを防止できること。

(ク) 入退室者が不正にサーバ設置室へ磁気記録媒体の持込み、持出しが行えないような手荷物の持込み・持出しについて、検査・確認を行っていること。

(ケ) 仮想化基盤を構築するハードウェア類は、専用のゲージ等で囲われており、セキュリティが確保されていること。

(コ) サーバラックの個別施錠が可能であり、鍵を適切に管理すること。

(サ) 情報セキュリティマネジメントシステム（略称：ISMS）適合性評価制度（JIS Q 27001）の認証及びプライバシーマーク認定を受けていること。

(シ) マルウェア対策及び脆弱性対策として、次の内容を実施すること。

脆弱性に係る情報を定期的に収集し、必要によりパッチ適用等の対策を講じること。また、ハイパーバイザーや本調達時に導入したネットワーク機器は事業者の対応とし、仮想サーバに関しては、その業務システムを構築運用している事業者の対応とする。

(9) 参考経費

令和4年度以降5年間に必要となる経費について、年度ごとに参考経費として提示すること（「2 委託料」には含まないこととする）。

ア 保守費

イ その他必要となる経費

(10) 独自提案

仕様書にない有効な提案があれば企画提案書にて提案を行うこと。

4 参加資格

(1) 過去に官公庁との類似業務の契約実績があること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等により更生又は再生手続が開始されていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団等及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (5) 国税（法人税、消費税等）又は地方税（法人事業税、法人市民税等）を滞納していないこと。
- (6) 応募書類提出時点で、市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止措置を受けていないこと。

5 企画提案参加資格確認申請

この企画提案に参加を希望する者は、指定した書類一式を指定した申請場所に申請期間内に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請期間

令和3年10月1日（金）午前8時30分から令和3年10月12日（火）午後5時15分まで

(2) 申請場所

福生市総務部契約管財課契約係（庁舎第1棟5階）

(3) 提出書類

ア 企画提案参加資格確認申請書（指定様式） 1部

福生市ホームページからダウンロードを行い、A4サイズで作成すること。

イ 契約実績が確認できるもの（契約書の写し等） 1部

※申請時点で契約履行完了しているもの。なお、契約実績はキャッシュレス決済導入又はセミセルフレジ導入いずれかのみの場合についても可とする。

ウ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）※発行後3か月以内 1部

エ 法人の財務状況に関する書類（直近3年分）各1部

オ 印鑑証明書 ※発行後3か月以内 1部

カ 納税証明書（直近年度のもので未納がないことが確認できるもの）※発行後3か月以内

・国税（法人税並びに消費税及び地方消費税） 各1部

・応募者が所在する都道府県民税（法人事業税） 1部

キ 物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票〈表裏両面〉（写し） 1部

※キを提出する場合は、ウからカまでの書類を省略することができるものとする。

6 参加資格審査結果の通知

令和3年10月15日（金）に全事業者へ通知する。

7 仕様書等の貸出し

企画提案参加申請書等により参加資格確認後、仕様書等の貸出しを10月15日（金）に行う。

8 質疑の提出及び回答

(1) 質疑締切：令和3年10月22日（金）午前10時まで（必着）

本委託の内容等に関する質問は指定の質疑書に届出印を押印した原本（質疑書）をもって行うこと。FAX、e-mailによる質問も認めるが、その場合は、質疑書下段に記載してある番号、アドレスに送信後、契約管財課契約係まで電話にてその旨を連絡し、提出書類を提出する際に、届出印を押印した原本（質疑書）を提出するものとする。

また、電話・口頭での質問は受け付けないものとし、質問がない場合はその旨の連絡は不要とする。

(2) 回答日：令和3年10月28日（木）午後5時までにFAX又はe-mailにて全事業者へ通知する。

※質疑書の様式は、福生市ホームページの「入札・契約」⇒「書式一覧」⇒「入札書などの書式一覧」からダウンロードしたものを使用すること。

電話：042-551-1539（直通）

FAX：042-553-4451

メールアドレス：f-keiyak@city.fussa.lg.jp

契約担当：総務部契約管財課契約係

9 企画提案書等の提出書類

(1) 提出書類・必要部数

ア 企画提案書（任意様式） 原本1部、副本8部

イ 参考見積書（任意様式） 原本1部 副本8部

※令和4年度以降5年間の参考経費の見積りにについても、年度ごとに作成すること。

なお、提案金額は税込みとすること。

ウ 会社概要（任意様式、キャッシュレス決済事業とレジ導入事業はそれぞれ分けて提出するものとする。なお、パンフレット等にて代用も可）原本1部 副本8部

エ 業務実績書（過去5年分の官公庁における業務についての実績を記載すること。なお、キャッシュレス決済事業とレジ導入事業はそれぞれ分けて提出するものとする。）原本1部 副本8部

オ 担当者の経歴書等（キャッシュレス決済事業とレジ導入事業はそれぞれ分けて提出するものとする。）原本1部 副本8部

※提出書類はA4サイズのファイルに綴じ、インデックスや表紙を付ける等見やすい形にして提出すること。

(2) 提出期限等

ア 提出期限：令和3年11月4日（木）午後3時まで（必着）

イ 提出場所：福生市役所総務部契約管財課契約係

ウ 提出方法：持参又は郵送によること。なお、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

10 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された企画提案書及び参考見積書等を「キャッシュレス決済及びセミセルフレジ導入委託業者選定審査要領」で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考する。

なお、選考する事業者は3社とする。

実施日：令和3年11月5日（金）

(2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる最終審査）

第1次審査により選考された者から企画提案についてのプレゼンテーションを受け、ヒアリングを実施し、「キャッシュレス決済及びセミセルフレジ導入委託業者選定審査要領」で示す審査基準に基づいて再評価するとともに、ヒアリング等の内容で加算点を追加し、最も優れている提案を特定する。

ア 日程 令和3年11月15日(月)

※時間については、市より別途通知をする。なお、プレゼンテーションの時間の決定については50音順とする。

イ 場所 福生市役所第1棟2階第1会議室

ウ 提案時間・機材等

(ア) プレゼンテーション審査時間は60分(提案時間30分以内、質疑応答30分以内)とする。なお、機材等の準備をする場合には提案時間に含めるものとする。

(イ) パソコン、プロジェクター等を使用するなど、プレゼンテーションの方式は問わないが、福生市で用意する備品はプロジェクター、スクリーン、HDMIケーブル、RGBケーブル、電源ドラムのみとなる。それ以外に必要となる機材は全て事業者にて用意すること。

プロジェクター参考品番：エプソン製LCDプロジェクター EB-1795F

(ウ) プレゼンテーションの出席は5名までとし、説明は原則として、委託契約を受注した場合に当該業務を担当する者が行うこととする。

(3) 審査結果の通知

ア 第1次審査

審査結果を郵送により通知する。

イ 第2次審査

審査結果を郵送により通知する。また、この企画提案によって特定された者は、本業務に対し最適なものとして特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じないものとする。

11 日程

公告・募集開始	令和3年10月1日(金)	
募集締切	令和3年10月12日(火)	
図書配布	令和3年10月15日(金)	
質問受付締切	令和3年10月22日(金)	午前10時まで(必着)
質問回答	令和3年10月28日(木)	午後5時まで
企画提案書等受付締切	令和3年11月4日(木)	午後3時まで(必着)

第1次審査（書類審査）	令和3年11月5日（金）
第2次審査（ヒアリング）	令和3年11月15日（月）
結果通知	令和3年11月19日（金）（予定）
契約締結	令和3年11月25日（木）（予定）
着手	令和3年11月26日（金）（予定）
運用開始	令和4年2月上旬（予定）

12 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- （1） 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- （2） 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- （3） 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの。
- （4） 参考見積書のコツ額が、「2 委託料」を超過したもの。
- （5） 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。

13 契約

受注候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとする。なお、その際には、特定された者は改めて見積書を提出するものとする。

14 その他留意事項

- （1） 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は、認めない。
- （2） 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効するとともに、指名停止措置を行うことがある。
- （3） 提出書類は返却しないととも、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- （4） 選定結果についての異議申立ては認めない。
- （5） 参加の意志がない場合には、契約管財課契約係に辞退届を提出するものとする。
- （6） 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- （7） 本プロポーザルに提出した資料、選定結果等について、福生市情報公開条例に基づ

く開示 請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。（ただし、公開、非公開の判断は市が行うものであり、非公開を約束するものではありません。）なお、本プロポーザルの受注候補者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。

15 担当部署（提出・問合せ先）

福生市役所 総務部 契約管財課 契約係

福生市本町5番地 TEL042-551-1539